

レベル4に相当する自動運行装置の技術上の基準や走行環境条件は、レベル3に相当するものとどのように異なるのか。また、自動運転システムが自動的に対応できる交通ルールと、自動的に対応が期待できず関係者との連携や自然人による対応等を要する交通ルールがあることを踏まえつつ、「運転者」の存在を前提としない自動運転（運転免許を要しない自動運転）が認められる自動運転システムを道路交通法でどのように特定すべきかについて検討。

御議論いただきたい点

	現行の道路交通法（レベル3）	「運転者」の存在を前提としない自動運転
定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>道路運送車両法に規定される自動運行装置を「自動運行装置」として定義</li> <li>自動運行装置を使用して自動車を用いる行為は「運転」に含まれる旨規定</li> </ul>	現在はレベル3相当の自動運行装置とレベル4相当のものを区別していないが、それぞれに適用されるルールを区別する必要
自動運行装置を使用する運転者の義務	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備不良車両の運転の禁止</li> </ul>	基準に適合した自動運行装置を使用することで、運転操作の適法性を確保
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自動運行装置に係る使用条件（国土交通大臣が付する走行環境条件）を満たさない場合には、自動運行装置を使用した<u>運転を禁止</u></li> <li>以下の場合に限り、携帯電話使用等禁止規定の適用を除外                         <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自動車が整備不良車両に該当しないこと。</li> <li>② 自動運行装置に係る使用条件を満たしていること。</li> <li>③ <u>運転者が、前記①、②のいずれかに該当しなくなった場合において、直ちに、そのことを認知するとともに、運転操作を引き継ぐことができる状態にあること。</u></li> </ol> </li> </ul>	レベル3と同様に、道路運送車両法に基づき安全性が確認された使用条件下においてのみ自動運行装置が使用されることを、道路交通法において担保する必要  当該状態にある者の存在を必要としない自動運行装置を使用することを前提に、運転免許を受けた者を必要としない自動運転が認められる
作動状態記録装置による記録等	<ul style="list-style-type: none"> <li>作動状態の確認に必要な情報を記録するための装置による記録及び保存を義務付け</li> <li>整備不良車両と認めるときは、警察官が記録の提示を求めることができる旨規定</li> </ul>	レベル3と同様に、交通違反や交通事故が発生した場合に、それが自動運行装置の作動中に起こったのかどうかを確認する必要